

○佐倉市保育の実施に関する規則（昭和六十二年三月二十四日規則四号）

新	旧
<p>佐倉市保育園における保育の実施に関する規則 昭和六十二年三月二十四日 規則第四号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市保育の実施に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第七号）に基づき、保育園における保育の実施（以下「保育の実施」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>佐倉市保育の実施に関する規則 昭和六十二年三月二十四日 規則第四号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市保育の実施に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第七号）に基づき、保育の実施に関し措置の適正化を図るため、保育の実施に必要な事項を定めるものとする。</p>

別表第1

番号	類型	細目	保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）	合計	保育の実施の期間	
				指数		
1	居宅外労働	外勤	①月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	30	最長就学前まで	
			自営	②月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。		28
				農業		③月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。
		④月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	28			
		⑤月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	26			
		⑥月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	22			
		⑦月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	18			
		⑧月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	16			
		⑨月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	14			
		2	居宅内労働	自営		①月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。
②月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	25					
③月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	23					

別表第1

番号	類型	細目	保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）	合計	保育の実施の期間	
				指数		
1	居宅外労働	外勤	①月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	30	最長就学前まで	
			自営	②月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。		28
				農業		③月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。
		④月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	28			
		⑤月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	26			
		⑥月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	22			
		⑦月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	18			
		⑧月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	16			
		⑨月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	14			
		2	居宅内労働	自営		①月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。
②月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	25					
③月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	23					

		④月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	25	最長 就学 前ま で
		⑤月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	23	
		⑥月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	19	
		⑦月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15	
		⑧月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	13	
		⑨月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	11	
	内 職	①月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	17	
		②月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	13	
		③月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15	
		④月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	11	
3	出 産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。	30	5か 月
4	疾 病	①おおむね1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長 就学 前ま で
		②寝たきり、精神病又は感染症である。	30	
		③②以外の者で、日常生活に著しく支障があるものに該当する。	27	
		④一般療養中である。	20	
	心 身 障 害	①身体障害者手帳1級又は2級を所持している。	30	
		②身体障害者手帳3級を所持している。	26	
		③身体障害者手帳4級を所持している。	14	

		④月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	25	最長 就学 前ま で
		⑤月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	23	
		⑥月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	19	
		⑦月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15	
		⑧月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	13	
		⑨月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	11	
	内 職	①月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	17	
		②月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	13	
		③月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15	
		④月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	11	
3	出 産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。	30	5か 月
4	疾 病	①おおむね1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長 就学 前ま で
		②寝たきり、精神病又は感染症である。	30	
		③②以外の者で、日常生活に著しく支障があるものに該当する。	27	
		④一般療養中である。	20	
	心 身 障 害	①身体障害者手帳1級又は2級を所持している。	30	
		②身体障害者手帳3級を所持している。	26	
		③身体障害者手帳4級を所持している。	14	

5	看護 介護	①寝たきり又は重度の心身障害である親族を常時介護している。	30	最長 就学 前ま で	
		②おおむね1か月以上入院している（予定である）親族の入院付添をする。	27		
		③長期居宅療養等の親族を介護している。	24		
6	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	最長 就学	
7	就学	就学又は技能取得のため保育ができない。（番号1の居宅外労働に準ずる。）	30 ～ 14	前ま で	
8	育 児 休 業 中 の 特 例	1 第2子等の育児休業中であり、かつ、当該育児休業の対象となつた児童が1歳未満である。（1歳に達する前に保育園の入園申込みを行つたが入園することができず、待機している場合を含む。）	20	必要 な期 間	
		5 第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が5歳児クラスになつている。	15		最長 就学 前ま で
9	就 労 予 定	就労内定	就労先が内定している。（番号1及び2に準ずる。）	30 ～ 11	1か 月
		就労未定	求職中である。	5	1か 月
10	特別な 支援を 要する 世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	70	必要 な期 間	
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて明らかに保育に当たることができないと認める場合	30 ～ 11	必要 な期 間	

備考

5	看護 介護	①寝たきり又は重度の心身障害である親族を常時介護している。	30	最長 就学 前ま で	
		②おおむね1か月以上入院している（予定である）親族の入院付添をする。	27		
		③長期居宅療養等の親族を介護している。	24		
6	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	最長 就学	
7	就学	就学又は技能取得のため保育ができない。（番号1の居宅外労働に準ずる。）	30 ～ 14	前ま で	
8	育児休 業中の 特例	第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が3歳児クラス以上になつている。	20	最長 就学 前ま で	
9	就 労 予 定	就労内定	就労先が内定している。（番号1及び2に準ずる。）	30 ～ 11	1か 月
		就労未定	求職中である。	5	1か 月
10	特別な 支援を 要する 世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	70	必要 な期 間	
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて明らかに保育に当たることができないと認める場合	30 ～ 11	必要 な期 間	

備考

- 1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

- 1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

別表第2

番号	条件	調整指数
1	ひとり親世帯である。	50
2	別居中である。（離婚調停中の状況がわかる書類の提出があるときに限る。）	40
3	生活保護世帯である。	10
4	育児休業取得により一時退園し、育児休業明けにより再入園を希望している。（申込児以外の兄弟姉妹も含む。）	10
5	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定である。（ただし、番号4とは重複しない。）	8
6	認可外保育所、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上預託している。（保護者が就労等しており、かつ、預託先の証明書の提出があるときに限る。）	7
7	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が在園している。	7
8	入園の申込みをしていて6か月以上待機している。（求職中を除く。）	4
9	兄弟姉妹2人以上で同時に入園申込（転園を除く。）をしている世帯である。（ただし、番号7とは重複しない。）	4
10	父母のどちらかが単身赴任している世帯である。	4

別表第2

番号	条件	調整指数
1	ひとり親世帯である。	50
2	別居中である。（離婚調停中の状況がわかる書類の提出があるときに限る。）	40
3	生活保護世帯である。	10
4	育児休業取得により一時退園し、育児休業明けにより再入園を希望している。（申込児以外の兄弟姉妹も含む。）	10
5	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定である。（ただし、番号4とは重複しない。）	8
6	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が在園している。	6
7	認可外保育所、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上前から預託している。（保護者が就労等しており、かつ、預託先の証明書の提出があるときに限る。）	5
8	父母のどちらかが単身赴任している世帯である。	4
9	居宅内労働の自営業で危険な物を取り扱う業種（熱加工処理、有	3

11	居宅内労働の自営業で危険な物を取り扱う業種（熱加工処理、有害物処理、危険器具類使用業種等）に従事している。	3
12	多子世帯（子が3人以上の世帯をいう。）である。	3
13	引き続き1年以上勤務している。	1
14	転居又は転勤に伴い転園を希望している。	1
15	転入前に保育園に在園していた。	1
16	就労が内定しているが、入園の決定を選考する日までに就労を開始していない。	5
17	市外からの広域入所（転入予定者を除く。）を希望している。	10
18	入園を希望する児童の兄弟姉妹が在園児又は卒園児であつて、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく6か月以上滞納している。	10

備考 番号13及び16については、保護者が複数あるときは、それぞれの保護者の調整指数を合算する。

	害物処理、危険器具類使用業種等）に従事している。	
10	兄弟姉妹2人以上で同時に入園申込（転園を除く。）をしている世帯である。（ただし、番号4及び6とは重複しない。）	2
11	多子世帯（子が4人以上の世帯をいう。）である。	2
12	引き続き1年以上勤務している。	1
13	転居又は転勤に伴い転園を希望している。	1
14	転入前に保育園に在園していた。	1
15	就労が内定しているが、入園の決定を選考する日までに就労を開始していない。	5
16	市外からの広域入所（転入予定者を除く。）を希望している。	10
17	入園を希望する児童の兄弟姉妹が在園児又は卒園児であつて、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく6か月以上滞納している。	10

備考 番号12及び15については、保護者が複数あるときは、それぞれの保護者の調整指数を合算する。

（施行期日）

1 この規則は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐倉市保育の実施に関する規則別表第一及び別表第二の規定は、平成二十二年五月一日以後に実施を行う保育について適用し、同日前までに実施を行う保育については、なお従前の例による。
- 3 平成二十二年四月末日現在において、改正前の佐倉市保育の実施に関する規則別表第一の8の項の基準に該当し、児童が在園している世帯がある場合は、平成二十二年度中に限り当該世帯を保育の実施基準に該当するものとみなし、保育の実施を行うものとする。